

工事計画変更届の記載方法について

1.

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第2項第6号に基づき申請書に記載する試験研究用等原子炉施設の工事計画及び同法第26条第2項の規定に基づき届け出る工事計画について、以下のとおり記載することで、より詳細な工事計画の記載とし、工事の開始時期が適切に認識できるよう改善する。

(1) 許可(補正)申請の段階

四半期または年度で工事計画を管理し、申請書に記載する。

(例として第1四半期の5月から次年度第1四半期6月までの場合)

項目		○				○			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
○ 施 設	○ ○ 設 備	製作、検査*							

※○年度第1四半期中に開始し、○年度第1四半期中に完了

(2) 許可取得後の段階

設工認認可後は速やかに工事契約を行うことで詳細な工事計画を策定する。許可(補正)申請書で提出した工事計画を変更したときは、以下のように月または四半期で工事計画をより詳細に管理するとともに、変更の日から30日以内に、届け出を行う。

(例として第1四半期の5月から次年度第1四半期6月までの場合)

項目		○				○			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
○ 施 設	○ ○ 設 備	製作、検査*							

※○年度5月中に開始し、○年度6月中に完了